

令和 8 年 6 月 1 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第1号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 58,725,296円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池 昌平

提案理由

本案は、去る4月23日に指名競争入札を行った消防ポンプ自動車の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第2号

常総市行政手続条例の一部を改正する条例について

常総市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、公示による送達の手法を法に準拠した内容に改める改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市行政手続条例の一部を改正する条例

常総市行政手続条例（平成9年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名，同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め，同項後段を削り，同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は，不利益処分の名宛人となるべき者の氏名，第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに，公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し，又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては，当該措置を開始した日から2週間を経過したときに，当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を，「同条第3項」の次に「及び第4項」を，「参加人」と，」の次に「同項中」を加え，「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り，「，掲示を始めた」を「，当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え，「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に，「同条第3号」を「第28条第3号」に，「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に，「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項（第22条第3項（第25条におい

て準用する場合を含む。)及び第29条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第3号

常総市児童館の設置及び管理に関する条例及び常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

常総市児童館の設置及び管理に関する条例及び常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水海道児童センター及び水海道交流センターの敷地について、土地管理の適正化及び資産管理の効率化を図ることを目的として合筆を実施したことに伴い、関係する各設置条例の所在地規定を整理する改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市児童館の設置及び管理に関する条例及び常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(常総市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 常総市児童館の設置及び管理に関する条例(昭和54年水海道市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表常総市水海道児童センターの項中「常総市水海道宝町3372番地3」を「常総市水海道宝町3372番地1」に改める。

(常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例(令和7年常総市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「常総市水海道宝町3372番地3」を「常総市水海道宝町3372番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 食器浸漬装置及びコンテナ洗浄機一式
- 2 取得の目的 玉学校給食センターに設置
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 66,165,000円
- 5 取得の相手方 茨城県水戸市双葉台四丁目569番地の3
三英物産株式会社
代表取締役 石塚 義章

提案理由

本案は、去る4月23日に指名競争入札を行った玉学校給食センターに設置する食器浸漬装置及びコンテナ洗浄機の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第5号

常総市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

常総市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例及び茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に関する要件に、林野火災注意報等が発令された場合を加える改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市火入れに関する条例の一部を改正する条例

常総市火入れに関する条例（平成17年水海道市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「，異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され，」に改め，「火災警報」の次に「，林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加え，同条第2項中「とき」を「場合」に，「，異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され，若しくは」に改め，「火災警報」の次に「，林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第6号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3003	大塚戸町1839	大塚戸町1822

提案理由

本案は、大塚戸町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。